令和元年6月玉川村議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和元年6月11日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費について
- 日程第 2 報告第 2号 平成30年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 3 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第29号 玉川村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第30号 たまかわっ子子育て支援給付金支給条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第10 議案第31号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第32号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第33号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第34号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第35号 村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第36号 令和元年度玉川村一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第37号 令和元年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第38号 コミュニティバス売買契約の締結について
- 日程第18 請願の処理について(委員長報告)
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事

業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の 提出について

出席議員(12名)

1番 小針 竹千代 君 2番 石井清勝君

3番 車 田 幹 夫 君 4番 渡邊 一 雄 君

5番 塩 澤 重 男 君 6番 小 林 徳 清 君

7番 飯 島 三 郎 君 8番 田 子 武 幸 君

9番 西川良英君 10番 三瓶 力君

11番 大和田 宏 君 12番 須 藤 利 夫 君

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 査 大竹絵美子

説明のため出席した者の職氏名

村 長 石森春男君 副 村長 川俣 基君

教 育 長 鈴 木 文 雄 君 総 務 課 長 塩 澤 理 博 君

 健康福祉課長
 溝 井 浩 一 君
 兼農業委員会
 須 田 潤 一 君

 事 務 局 長

地域整備課長 石井雅夫君 教育課長 須釜信一君

公民館長 小針武彦君

◎開議の宣告

○議長(須藤利夫君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(須藤利夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告第1号の報告

○議長(須藤利夫君) 日程第1、報告第1号 繰越明許費についての報告を求めます。
総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) おはようございます。

それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○総務課長(塩澤理博君) 以上のとおり報告いたします。
- ○議長(須藤利夫君) 報告は以上のとおりです。

◎報告第2号の報告

〇議長(須藤利夫君) 日程第2、報告第2号 平成30年度玉川村上水道事業会計予算繰越計 算書についての報告を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

〇地域整備課長(石井雅夫君) それでは、報告第2号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

- 〇地域整備課長(石井雅夫君) 以上のとおり報告いたします。
- ○議長(須藤利夫君) 報告は以上のとおりです。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第3、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題 とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- **〇総務課長(塩澤理博君)** よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- O議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) それでは、ページでいきますと、17ページの財産貸付収入、駐在所敷 地賃貸料、これ収入予算は36万1,000円になっていますが、今回2万8,000円の減額になって いますね。これはなぜでしょうか。それと賃貸の相手は、これは県だと思いますが、いかが でしょうか。そして、その面積はいかほどでしょうか。
- ○議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) ただいま、6番、小林議員のご質問でありますけれども、17ページの財産運用収入の中の財産貸付収入、今回補正額2万8,000円でございますが、この減額の理由につきましては、まず玉川駐在所、それから須釜地区にもとございました須釜駐在所の跡地について、それぞれ石川署のほうに貸しているわけでございまして、そこの賃貸料についての収入でございます。

今回、固定資産評価の3年に一度の評価の見直しがございまして、それに伴う単価の変更

によりまして、トータル減額2万8,000円ということになっております。

ちょっと面積については、今、承知しておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

- 〇議長(須藤利夫君) 小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) これは評価の見直しによって、今、減額されたというような答弁でありますが、それはこちらから評価をして、こちらから下げたということで、向こうからの要請に基づくものではないということですか。
- **〇議長(須藤利夫君)** 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) ただいま、6番、小林議員のご質問でありますけれども、毎年2月ぐらいに石川署のほうから照会がありまして、単価についてですね、それに対して回答しておりまして、3年に一度の固定資産の評価替えについては村が行っているわけでして、その結果について回答するということになっております。

以上であります。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
6番、小林徳清君。

O6番(小林徳清君) あと、ページ、25ページお開きください。

前にも聞いていますが、消防費、消防施設費ですね。13の委託料、設計監理業務委託料、 これ当初250万見ています、予算でね。それに対して120万4,000円の減額は、これ48%の執 行率となりますが、その理由は、前回は入札の結果というふうに答弁をされていますが、ま た同じでしょうか。

- 〇議長(須藤利夫君) 住民課長、塩田敦君。
- **〇住民課長(塩田 敦君)** ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、入札の結果 によるものでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(須藤利夫君) 5番、塩澤重男君。
- ○5番(塩澤重男君) 3ページなんですけれども、17の繰入金、財政調整積立金なんですけれども、17款の繰入金7,800万円ほど減額されていますけれども、今後、大型事業、集落排水なり上下水道関係、相当、大型に金額がかかるわけですけれども、この減額の理由、7,845万円減額の理由をお知らせください。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。

- ○総務課長(塩澤理博君) 5番、塩澤議員のご質問でありますけれども、今回提案しておりますように、歳入が、例えば地方交付税ですとか地方消費税交付金などがふえておりまして、逆に歳出のほうで減額となっているということで、今回、繰入金の減額になったということでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 8番、田子武幸君。
- ○8番(田子武幸君) 22ページ、それで一番下の子ども・子育て支援事業費の中で、補助金 として認定こども園の運営事業補助金が3,100万ほど減額になっている。かなりでかい数字 なので、これで運営に支障があるのかないのかをお尋ねします。
- 〇議長(須藤利夫君) 教育課長、須釜信一君。
- ○教育課長(須釜信一君) ただいま、8番議員のご質問で、22ページの子ども・子育て支援事業費に係る認定こども園運営事業補助金3,100万円の減で運営に支障がないのかというご質問でございますけれども、認定こども園の補助金につきましては、補助金の交付要綱で、認定こども園の運営に係る費用の総額から施設型給付費、各種補助金等の収入を差し引いた額とするということで定められております。今回、認定こども園のほうから実績報告をいただきまして、その結果に基づき減額したものでございます。

減の主な理由でございますけれども、収入としまして、保育事業に係る収入で1,166万9,000円ほどの増額、また、支出に係る経費としましては、人件費等の支出で1,136万6,000円ほどの減額、その他減額等もございまして、この額で運営ができたということでの、結果での3,100万円の減額でございます。よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。 討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第4、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題 とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

○健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

O議長(須藤利夫君) 日程第5、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題 とします。 当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

〇健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

「朗 読・説 明〕

- **〇健康福祉課長(溝井浩一君)** よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題 とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

○健康福祉課長(溝井浩一君) 次に、議案第27号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

O議長(須藤利夫君) 日程第7、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題 とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) それでは、議案第28号につきましてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○総務課長(塩澤理博君) よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
- **〇議長(須藤利夫君)** これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) それでは、この28号の専決処分は、その理由をお知らせください。
- **〇議長(須藤利夫君)** 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 今回の専決処分の中でのコミュニティバスの購入につきましては、まず、昨年の10月に県のほうに補助申請をしております。このコミュニティ助成事業と申しますのは、財源を宝くじの事業のほうを財源にしておりまして、なかなか該当にならないというふうなことで、当初予算からは計上はしていなかったわけなんですけれども、3月に内

示がございまして、購入できるという見通しが立ちまして、新年度予算に計上すべきということになりました。バスを製造している会社のほうに問い合わせしましたところ、受注してから納品するまでかなり月数がかかるということでございまして、6月定例会で予算計上しては年度内の導入が間に合わないということが判明いたしまして、5月に専決処分をいたしまして業者を決めまして、今回、専決処分と購入に関する承認の議案ということでお願いしているわけでございまして、そういったことから、今回専決処分に至ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(須藤利夫君) 6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) それでは、ページ、9ページをお開きください。

これ備品購入費ですね。2,090万上がっていますが、このコミュニティバスの購入費だと 思うんですが、利用目的と、また何人乗りなのか。

それから、19の負担金補助及び交付金、定住促進事業、当初1,800万に対して、先ほどの 説明では160万の補助があったということで組まれたということですが、これは何戸の、一 応、定住を見込んでおるのかお聞かせください。

- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 小林議員の再質問でありますけれども、まずコミュニティバスの 購入の目的の件でありますけれども、村の事業におきまして、高齢者を対象とした事業を各 課にわたりまして実施しております。例えば、介護予防事業ですとか公民館の高齢者学級、 それから高齢者サロンなどがありますけれども、こういった事業に対して参加しやすいよう に車両についても検討すべきということで、今回購入する車両については、低床タイプといって床が低くなるタイプでございまして、低い状態ですと地上から265ミリ、26センチ5ミリですね、発車する前に5センチほど高くなりまして、31センチ程度になる低床型のバスと いうことになっております。そういうバスを利用することによりまして、高齢者の方々の事業への参加をしやすくしたいと。

なおかつ車両については、大きさがスクールバス程度の大きさでございまして、中型バスとかに比べますと、より細い道路であっても運用ができるという利便性もございまして、バスにつきましては定員が33名でありまして、まず座席は大人の人が18人座れます。乗務員がそれに対してプラス1名、あと、立ち席といいまして、座席と座席の通路の幅がちょっと広くなっておりまして、そういうタイプでございます。あと、車椅子も乗せて固定して走行することができると。その分、座席は折り畳んで少なくなりますけれども、そういった対応も

できるということでございます。

それから、ご質問の9ページの企画費の負担金補助及び交付金の160万円についてでありますけれども、福島県が行っております、来て ふくしま 住宅取得支援事業という事業がございまして、これについては、県内の市町村で定住補助金関係を実施している市町村、平成30年度につきましては25市町村あるんですけれども、そのうち、玉川村も玉川村定住促進補助金という事業をやっておりまして、これがやっているために、福島県の先ほどの、来てふくしま 住宅取得支援事業が対象になるということで、玉川村の場合ですと村外からなんですけれども、県の場合ですと県外からということで、県外から玉川村に住宅を建てて引っ越してくるという方が年度初めにわかりまして、その方のほうからこういう事業が該当しないのかというのがありまして、まずそれがきっかけでございまして、それに対して、この県の補助金については基本70万円、それから村がやっております村外から、県で申しますと県外から移住してくるということで10万円の加算がありまして、80万円を助成する予定としております。それの2件分を予定しているところであります。

以上であります。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

11番、大和田宏君。

- **〇11番(大和田 宏君)** 9ページの、先ほども質問ありましたがコミュニティバスについての中身について伺いますが、利用できる、あるいはできない基準があろうかと思いますが、例えばということで挙げますので、その見解をお願いします。
 - 一つは、玉川村文化団体連絡協議会の会による研修があります。当然、先ほど高齢者向けのバスというようなことでありますので、そういうような研修には使えるかどうかと、もう一つは、グラウンドゴルフとかゲートボールとか、結構村の成績がいい団体がありまして、例えば県大会、あるいは東北大会等に出る場合に、このバスが利用できるのかどうかについて伺います。
- **〇議長(須藤利夫君)** 村長、石森春男君。
- ○村長(石森春男君) ただいまコミュニティバスのご質問の件でございますけれども、現在、村で所有しております中型バスがあるかと思いますけれども、今、大和田議員のご発言は、結局、そういう団体に県大会とか全国大会に行く場合に貸してはというようなお話だと思うんですけれども、それらにつきましては、バスを購入してから検討したいと思いますけれども、今までやっていたような感じで、運営はされるのかなというように考えています。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。
 - 11番、大和田宏君。
- **〇11番(大和田 宏君)** じゃ、確認ですが、今までどおりというのはどういう内容でしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 村長、石森春男君。
- ○村長(石森春男君) 今までどおりというのは、ご承知だと思うんですけれども、体育協会 あるいは文化団体等相談ある場合に、そういう団体で使うという場合には貸していないとい うのが現状だと思うんですけれども、それらに照らし合わせながらやっていくしかないのか なと考えています。
- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) 専決処分のことについて私のほうから言っておきますが、専決処分というのは首長の特権でありますよね。これは悪い例を挙げますと、九州の阿久根市にありましたよね、何でもかんでも議会を通さずに専決処分をしてしまって、大変な批判を浴びた例もありますが、今回のこの議案第28号については補正予算に上げても、十分審議ができる時間があったんじゃないでしょうか。後で議案の38号に出ています。ここに出ています仮契約書の日にちを見ますと、5月23日じゃないですか。時間的には余裕があったんで、今回は、僕は補正で審議されるべきものだったと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 村長、石森春男君。
- ○村長(石森春男君) 6番、小林議員のお話ももっともかと思いますけれども、専決処分というのは法に基づきながらやるわけでございますけれども、結局、6月では間に合わないという判断のもとにしたというのが、先ほどの総務課長からの答弁だと思うんですけれども、そういう形で専決処分させていただきましたので、決して、長のそういう意見、裁量ではございませんので、ご理解いただきたいと思うんですけれども。

このコミュニティ助成事業というのは今年の1月、2月ごろまでには申請書を出すんですけれども、それが決定になってくるのは3月あるいは4月なんです。そうすると、それに基づいて、例えば今回のような案件ですと、特別な装備の要する備品購入なんで期間を要すると。考えて6月では間に合わないんで、今、専決処分しながら対応していこうというようなそういうことになったんで、ぜひご理解いただきたいと思うんですけれども、専決処分は議会を開催してやれば一番いいと思うんですけれども、そういういとまがない場合に、どうし

てもやむなく専決処分するというのは、そういうような状況で専決処分させていただいていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休議とし、休憩いたします。

10分間休憩いたします。

(午前11時07分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第8、議案第29号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

税務課長、車田ヨシ子さん。

〔税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○税務課長兼会計管理者(車田ヨシ子君) それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○税務課長兼会計管理者(車田ヨシ子君) よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申 し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第9、議案第30号 たまかわっ子子育て支援給付金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

○健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

- ○6番(小林徳清君) これ、かなり支給条件が厳しくなりましたよね。それは滞納の事例があってのことでしょうか、または予防でしょうか。それと、生計を一つにする者の範囲はどの辺までいうんでしょう。例えば保護者というのは、父母ですよね。大体、一つの家計には祖母も祖父もいるかもしれません。また、兄弟もいるかもしれません。めいめいに軽自動車税とか固定資産税、払っている方もいるかもしれません。その生計を一にする者の範囲はどこまででしょうか。
- ○議長(須藤利夫君) 健康福祉課長、溝井浩一君。
- ○健康福祉課長(溝井浩一君) 6番、小林議員の質問にお答えいたします。

事例についてでございますが、ただいま質問がありましたように、範囲を広げるということで厳しくなるというようなことになります。これはあくまで、先ほど述べましたように、より納税の公平性を保つという観点からでございます。

今回の支給条例につきましては、村税等ということで村税のほかに使用料等もございます。 同じく住んでいる中で水道料もございます。住宅使用料もございます。あとは、国民健康保 険は世帯主課税でございますので、もろもろ関係する部分が出てきますので、より納税を公 平にするということで、今回の条例等の制定となっております。

考え方につきましては、先ほど述べましたように、所得税法で使っている文言を適用しております。生活を一同にするというのは、同じ屋根の下で生活をともにするだけではなく、生活の主をともにするということで、例えば一緒に住んでいても、まるっきり生計を別にしている方もいるかとは思うんですけれども、そこら辺の判断については、所得税法で使っているものを使わせていただきたいと考えております。特に、親族という言葉を税法上で使っているわけなんですけれども、民法の規定を準用しまして、6親等内の血族と配偶者の3親等内の姻族というもので、一応、税法上に倣って判断していきたいなという考えで今回の制定になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- 〇議長(須藤利夫君) 6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) この給付金の受給者数はわかりますか。それと、今さらこの条件を厳しくするということは、当初、この条例を制定するときに瑕疵があったというふうなことでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 健康福祉課長、溝井浩一君。
- **〇健康福祉課長(溝井浩一君)** ただいま6番、小林議員のご質問にお答えします。 たまかわっ子子育ての給付の実績でございますが、平成30年度第2期の定例支払い分の対

象者数というのは507名のお子さんが対象になっております。

瑕疵についてなんですけれども、この条例については平成28年度制定したわけなんですけれども、それ以降いろんなケースが出てきておりますので、先ほど言いましたように、国民健康保険であれば世帯主課税なので、世帯主が社保に入っても擬主ということでなったり、いろんなケースが出てきたと。そのほか使用料もございますので、その時々に合わせてやるということで今回の改正となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号 たまかわっ子子育て支援給付金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第10、議案第31号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

○健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- O議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

8番、田子武幸君。

- ○8番(田子武幸君) これも結局、生計を一つにする者が村税を滞納しないということでありますが、滞納するということは、やはりその生活が大変だという理由があるわけでもございます。そういった中で、滞納する家庭には支給しないということであれば、そして、やっぱり子供も産むのにもなかなか産めない状況が発生するのではないかと、このように思うわけですが、その辺はどのように考えているのか。
- 〇議長(須藤利夫君) 健康福祉課長、溝井浩一君。
- ○健康福祉課長(溝井浩一君) 8番、田子議員の質問にお答えいたします。

滞納については、全庁挙げて滞納対策を行っているわけなんですけれども、滞納がなくなれば支給できるということで処理しておりますので、先ほど言ったように、納税の公平性を求めるために滞納を減らしていく、滞納をなくしていくということで考えております。先ほどと重複しますが、滞納がなくなれば支給が開始できますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第11、議案第32号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

〇健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第32号についてご説明申し上げます。

「朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第12、議案第33号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

〇健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- 〇健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とし、昼食といたします。

(午前11時53分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第13、議案第34号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

○健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- **〇健康福祉課長(溝井浩一君)** よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第14、議案第35号 村立小学校及び中学校条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

教育課長、須釜信一君。

〔教育課長 須釜信一君登壇〕

○教育課長(須釜信一君) それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○教育課長(須釜信一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号 村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第15、議案第36号 令和元年度玉川村一般会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○総務課長(塩澤理博君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- **〇議長(須藤利夫君)** これから質疑を行います。

5番、塩澤重男君。

○5番(塩澤重男君) 8ページお願いします。

8ページの県支出金の総務費県委託金、統計調査のほうで全国家計構造調査というやつで すね。これの内容についてお知らせください。

- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 5番、塩澤議員のご質問でありますけれども、8ページの歳入の 県支出金の総務費県委託金の中身が、説明の欄の全国家計構造調査市町村交付金であります が、これの事業の中身についてというお話でございます。

この調査につきましては、5年に1回行われるものでございまして、本村が今回該当するということでございまして、家庭における家計簿を、それを想像していただくような感じになるんですけれども、それに預貯金ですとか収入なども調査の対象となっているものであります。対象が48世帯になるということで、調査員については3人を予定しているということでございまして、国勢調査における調査区を抽出して、今回は4つの調査区を対象に調査をするということでございます。よろしくお願いします。

○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和元年度玉川村一般会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第16、議案第37号 令和元年度玉川村国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、溝井浩一君。

〔健康福祉課長 溝井浩一君登壇〕

O健康福祉課長(溝井浩一君) それでは、令和元年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○健康福祉課長(溝井浩一君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号 令和元年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第17、議案第38号 コミュニティバス売買契約の締結についてを 議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

〔総務課長 塩澤理博君登壇〕

○総務課長(塩澤理博君) それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

- ○総務課長(塩澤理博君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- O議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番(小林徳清君) これは3社による見積もり合わせだけれども、残念ながら2社辞退していると。辞退された理由は、業者の都合なんでしょうが、実質、これは随意契約になっていますよね。先ほど見積もり合わせとおっしゃいましたが、見積もり合わせではないでしょ

- う、これは。1社だけで決まったということでしょう。これ、全然競争の原理が働かない。 今回の金額は適正なんでしょうか。それと、メーカー希望小売価格は幾らなんでしょう。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) 6番、小林議員の質問でございますが、まず金額は適正かというお話でありますけれども、今回の議案書に添付しております見積結果表にありますように、3社の名前があります。玉川村の入札参加指名願に登録されている業者は、一番上の福島日野自動車株式会社だけでございます。村としては競争の原理を期待するために、指名競争入札ではなくて、見積もり合わせによる、見積もり徴収による業者決定という手法で実施したところであります。金額について適正かということでございますが、当初、予算計上をする際に、メーカー希望小売価格というのは把握しておりませんが、メーカーからの見積書でもって予算計上の資料としております。それに基づきまして、予定価格を設定し、さらに見積書を徴収しまして、それによって予定価格を下回っているので決定したということでございますので、金額については適正かと考えております。さらに、希望価格については、ちょっと把握はしておりません。

以上であります。

- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。 6番、小林徳清君。
- ○6番(小林徳清君) メーカー希望小売価格というのは、乗用車でも何でもあるじゃないですか。そういうようなものはないんですか、これは。もう業者側から来た値段で買われたと、そういうことでしょうか。見積もり合わせというのは、1社か2社くらい出て、合わせるのが見積もり合わせですよね。1社しか出ないやつを見積もり合わせという、そういうような答弁は、僕は不適当だと思いますよ。もう実質、これは随意契約ですよね。いかがでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) まず、3社については、製造は別としまして販売できる会社ということを事前に確認いたしました。その上で、村が希望しております車両の仕様について添付しまして、それをもって見積書の提出を求めたところであります。そういう形で、2社については辞退となったわけでございまして、最終的に1社の見積書について審議して、予定価格を下回ったので採用したということでございます。
- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

5番、塩澤重男君。

- ○5番(塩澤重男君) これは機械ですので、故障とか欠陥車、そういう場合の補償の対象ですか、それは契約上万全なんでしょうか。
- 〇議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。
- ○総務課長(塩澤理博君) ただいま、5番、塩澤議員のご質問でありますけれども、今回の 議案の資料として添付しておりました2枚目、物品売買仮契約書の中に、6の保証金の次で すね、「玉川村工事請負契約約款の各条並びに別に甲が指示する設計書及び仕様書、並びに 次の特約条項の定めるところに基づいて、売買契約を締結する。」ということでございまし て、中には納入後の、多分、瑕疵は含んでいるものと認識しておりますので、その辺は大丈 夫であろうと考えております。
- ○議長(須藤利夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。 討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号 コミュニティバス売買契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の処理について(委員長報告)

○議長(須藤利夫君) 日程第18、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第1号については、文教厚生常任委員会において調 査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題とします。

文教厚生常任委員長より報告を願います。

文教厚生常任委員長、渡邊一雄君。

〔文教厚生常任委員長 渡邊一雄君登壇〕

〇文教厚生常任委員長 (渡邊一雄君)

玉川村議会文教厚生常任委員会報告書

令和元年6月7日玉川村議会文教厚生常任委員会を下記のとおり開催した。

記

- 1、開催の日時 令和元年6月7日 午前10時45分
- 2、開催の場所 玉川村議会会議室 (議員控室)
- 3、出席委員は次のとおりである。

1番 小針竹千代 2番 石井清勝 3番 渡邊一雄

4番 田子武幸 5番 西川良英 6番 須藤利夫

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

教育課長 須釜信一

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 溝井康夫

委員長は、午前10時45分開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 第1号

請願名称 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』 の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請 願

請 願 者 福島市上浜町10-38

福島県教職員組合 中央執行委員長 角田政志 石川郡石川町大字双里字川向95番地の1

福島県教職員組合石川支部 支部長 遠藤真一

紹介議員 田子武幸

本件については、慎重に審議した結果、全員一致で採択すべきと決定した。

委員長は、午前11時00分、審議が終了したので閉会を宣した。 以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和元年6月11日

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊一雄

玉川村議会議長 須藤利夫 様 以上です。

○議長(須藤利夫君) ただいまの報告のとおりです。

これから、請願第1号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願についてを採決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については採択することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(須藤利夫君) 日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(須藤利夫君) 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長から、玉川村議会総務産業建設常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(須藤利夫君) 日程第21、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長から、玉川村議会文教厚生常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(須藤利夫君) 日程第22、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長から、玉川村議会広報編集特別委員会において、会

議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(須藤利夫君) ただいま西川良英君から、発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

これにより、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時42分)

○議長(須藤利夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時47分)

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(須藤利夫君) 追加日程第1、発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、西川良英君。

[9番 西川良英君登壇]

〇9番(西川良英君)

発議第2号

令和元年6月11日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 西川 良英

賛成者 同 上 小針竹千代

同 上 石井 清勝

令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の 継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から8年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和元年(平成31年度)度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、44億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援

(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

本事業の対象は、全国各地に避難している子どもたちです。福島県では、平成30年4月時点で1万7千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っています(福島県こども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

復興庁は平成30年12月18日、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表しました。被災した児童生徒等に対する支援について「復興・創生期間後も家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望がある」と報告しています。

平成31年3月8日には、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示しました。この中の「具体的な取組」にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島の復興・再生に向けた動きは本格的に始まっていますが、これからも「被災児童生徒就学支援等事業」の継続による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう強く要請し、令和2年度及び復興・創生期間後も『被災児童生徒就学支援等事業』を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うことを求めます。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障する ため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学 支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和元年6月11日

復 興 大 臣 渡辺 博道 様

文部科学大臣 柴山 昌彦 様

総務大臣 石田 真敏 様

財務大臣 麻生 太郎 様

よろしくご審議、ご決定賜りますようにお願いを申し上げます。

以上です。

〇議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(須藤利夫君) 討論なしと認めます。

これから発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(須藤利夫君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長(須藤利夫君) 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。 村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

〇村長(石森春男君) 令和元年6月定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

去る6月7日から開会いたしました定例議会におきまして、議員各位には慎重審議を賜り、

そのご労苦に対し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、平成31年度の補正、そしてまた令和元年度一般会計補正予算初め、 多数の案件につきましてご審議いただきました。そして、いずれも原案どおり承認、議決を 賜り、本日閉会の運びに至りましたことは、村政進展のため、まことにご同慶にたえないと ころであります。

本定例会におきまして議員各位から賜りました一般質問、ご意見、ご要望につきまして、 十分これを尊重し検討いたしまして、村政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

村としましても、人口減少社会や少子高齢化などに対処するため、地方創生加速化交付金を活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の展開など、雇用の創出や産業の振興、そして、地域振興に向けて内外の情報や意見を取り入れ、令和という新しい時代を創建すべく、進取果敢に行政経営を推進してまいりたいと考えております。

課題となっております玉川中学校の統合に係る教育環境施設の整備や、地方創生集落排水 事業の推進並びに未給水区域の解消に向けた水道事業の推進など、大きな課題が山積してお りますが、「未来(あす)が輝く村づくり、"元気な"たまかわ」の創造を目指して、誠心 誠意努力してまいりますので、議員各位の特段のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申 し上げます。

去る7日に東北地方の南部が梅雨入りしたと宣言され、これから蒸し暑い時期を迎えますが、議員各位には健康に留意され、ご活躍されますようお祈り申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(須藤利夫君) 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくださいまして、まことにありがとうございました。

また、説明のためにご出席をくださいました執行当局の皆様方におかれましても、まこと にありがとうございました。

これをもちまして、令和元年6月定例会を閉会いたします。

(午後 1時58分)